

土地所有者探索等のための 住民基本台帳ネットワークの 利用範囲拡大

山口市

所有者不明土地の利用円滑化に係る制度（現状）

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第39条第2項

都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとする。

○住民基本台帳法第12条の2第1項

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。



地域福利増進事業等を実施する際に土地所有者等を把握するためには
住民票の公用請求を実施する必要がある

課題(支障)

①公用請求に時間を要することにより事業実施に遅れが生じている

市が所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、**当市においては調査期間に約4ヶ月、事業完了まで約2年と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている(1回の請求に1週間から10日を要するうえ、転出等の場合は更なる公用請求が生じる)。**

②他市からの公用請求による事務負担が増加している

国の機関や他の市町村等からの所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、**公用請求の対応に伴う事務負担が生じており(年間約200件、他の事業に係る公用請求も含めると年間約5,000件)、更に、事業者からの裁定申請等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。**

解決策(提案内容)

①市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正

②国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地権利等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正



住民基本台帳法別表に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務を追加

及び

住民基本台帳法別表に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく裁定申請等に関する事務を追加

効果

①業務の効率化と事業の円滑化

住基ネットを使用することで所有者等の迅速な調査が可能となり、**公用請求に係る事務を大幅に削減**することができる。また所有者情報の調査に係る時間が大幅に短縮され、**地域福利増進事業等の円滑な実施**にもつながる。また請求に係る**郵送経費等の大幅な削減が可能**になる。

②住民票交付事務所管部局の負担軽減と住民サービス向上

住基ネットの利用範囲の拡大により、住民票等の公用請求を行う必要がなくなることで、**住民票交付事務所管部局の負担軽減**が図られ、人的リソースを**住民サービス向上にシフト**することが可能になる。

林地台帳の作成・更新に関する事務について 住民基本台帳ネットワークシステム を利用可能とする見直し

令和4年7月13日
福井市



1. 現状

- 市町村は、森林経営管理法第5条に基づく経営管理意向調査を実施するにあたり、対象となる**森林所有者の同意を取得**する必要がある。

森林経営管理法 第5条（経営管理意向調査）

市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の**森林所有者**に対し、当該集積計画対象森林についての**経営管理の意向に関する調査**を行うものとする。

- 森林所有者の氏名、現住所等の確認には、**林地台帳**を使用し、その補足として**固定資産税課税台帳**を利用しているが、それでも森林所有者を**特定できない場合は、戸籍謄本、住民票等の公用請求**により森林所有者の氏名、現住所等を特定する必要がある。

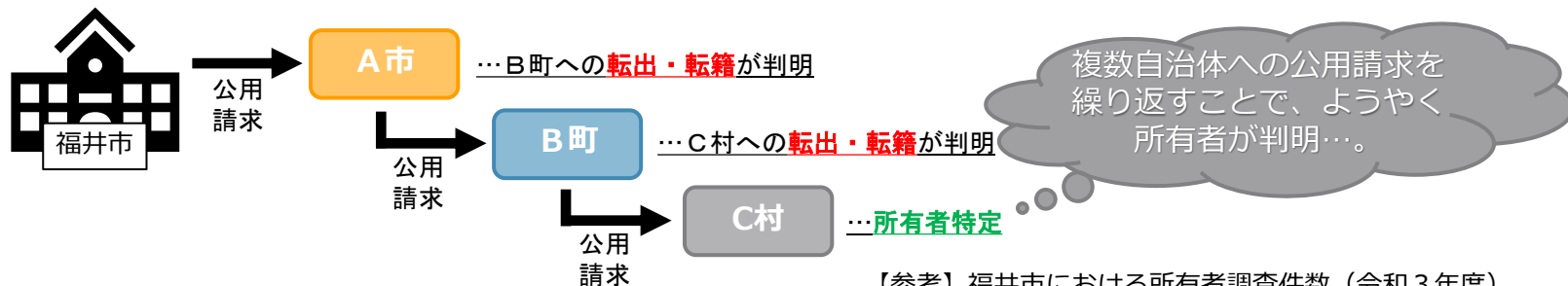
2. 課題（支障）

- 公用請求の事務により、**申請側と対応側の双方に事務的負担**が生じている。



【図1】 公用請求事務の現状

- 所有者が転出や転籍を繰り返している場合、所有者が死亡し相続人が多数にわたる場合など、**所有者の特定に時間を要する。**



【図2】 所有者特定のための公用請求が負担となっているケース

【参考】 福井市における所有者調査件数（令和3年度）

調査した土地の筆数	公用請求の件数	再度公用請求を行った件数
608筆	約150件	約120件

2. 課題（支障）



所有者の特定が難航
することにより、円滑な
森林整備に支障を
きたしている。

【図3】「所有者特定調査が難航」新聞記事（令和4年6月17日福井新聞から一部抜粋）

3. 解決策（提案内容）

森林所有者情報を円滑に取得できるよう、森林法第191条の4に基づく**林地台帳の作成に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する**

森林法 第191条の4（林地台帳の作成）

市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林の土地ごとに次に掲げる事項を記載した**林地台帳を作成**するものとする。

一 その森林の土地の所有者の**氏名**又は名称及び**住所**（以下略）

【改正案イメージ】住民基本台帳法別表第2、第4

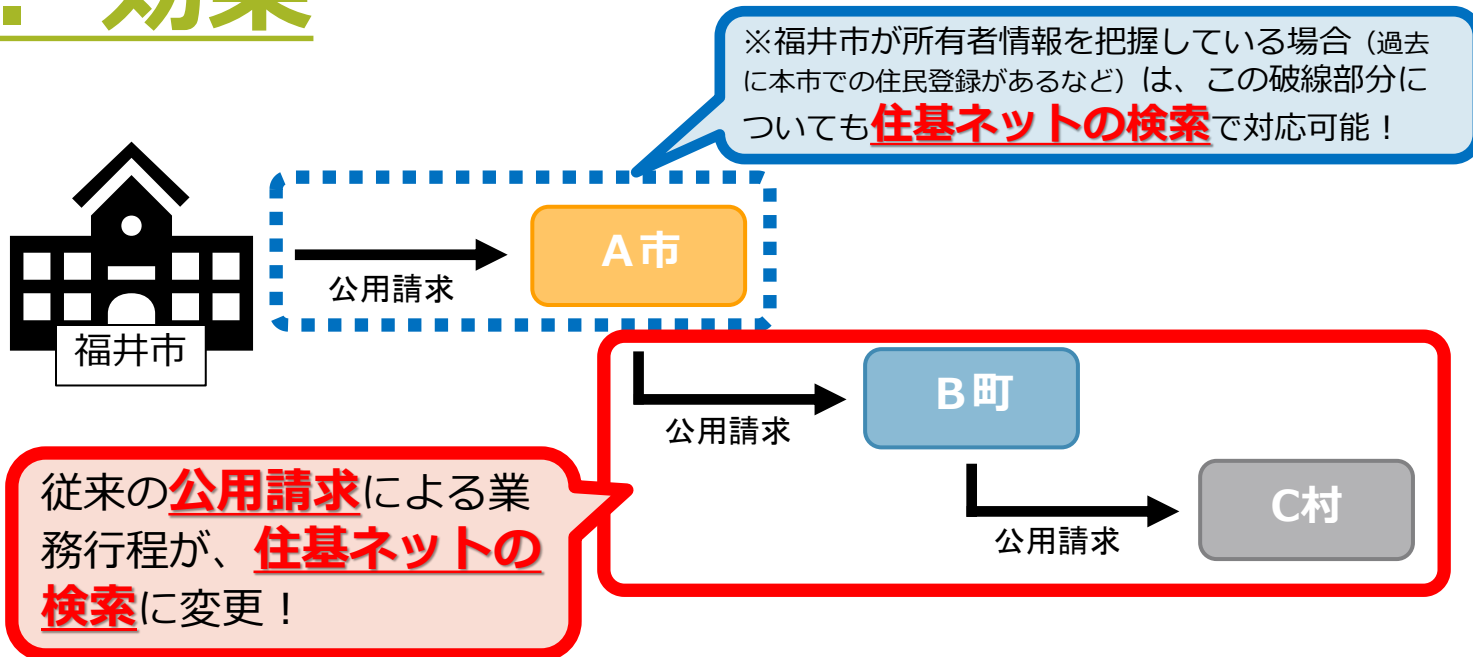
提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関

事務

市町村長

森林法による同法第191条の4に基づく林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの

4. 効果



制度改正による効果

- 公用請求に係る事務を大幅に削減
- 所有者探索に要する時間の大幅な短縮
- ペーパーレス化の推進

